

# ヘーゲルの『シュテッテンデ論』とF・リスト(下)

中 西 毅

序

- 一 マルクスにおけるヘーゲルとリスト
- 二 ヘーゲルの『シュテッテンデ論』の背景
- 三 『シュテッテンデ論』の特質(以上、本誌第三七卷第二号)
- 四 ヘーゲルとリストとの政治的「連合」
  - A ローゼンクランツの言及
  - B 二つの『フォルクスフロイント』
  - C リストの政治的立場(若き内務官僚)
  - D ドイツ・ジャーナリズムの開拓者リスト
- 五 青年期リストの社会認識とヘーゲル  
おわりに(以上本号、上・下完結)

## 四 ヘーゲルとリストとの政治的「連合」

長い予備的考察のあとで、いまようやく本稿の主題であるバウル・ゲーリッヒの論考「ヘーゲルの『ラントシュテッテンデ論』について——フリードリヒ・リストは関与していたか?——」<sup>(1)</sup>の紹介を行うところへ到達した。

ヘーゲルの『シュテッテンデ論』とF・リスト(下)

ドイツ、とりわけ西南ドイツの中規模な領邦ヴェルテンベルクに固有な中世以来の身分制的国制の特質を理解することなしには、「ラントシュテッテンデ」(Landstände)の意味するところは理解し難いのであった。ふつうラントシュテッテンデとは、ひとつの領邦において、最強の権力者である領邦君主がその領域的支配実現のために容認せざるを得なかった局地的諸権力の総体をさすのである。<sup>(2)</sup>この局地的諸権力とは一般に、貴族層・高位聖職者層・都市市民代表などであつて、それぞれ自己の実力を背景にして領邦君主との間に契約を結び、各自の特権を維持して領邦支配の二元性(Dualismus)をかたちづけていたのである。ヴェルテンベルクにおいては、貴族層は早い時期にこの領邦内から退ち去つており、シュテッテンデの中心勢力はシュトウツトガルトやテュービンゲンなどの都市有力市民層であつたから、このシュテッテンデの性格は「民会」と訳されてよい程市民的性格を有していたのである。だが、この市民的性格とは、マルクスの言う「古い市民社会」<sup>(5)</sup>のそれであつて、この市民層が一五一

四年にかちとった「ヴェルテンベルクのマグナ・カルタ」<sup>(6)</sup>と称される「テュービンゲン協約」にしても、「貪しいコンラートの乱」に代表される当時の農民層の不满を無視して、むしろそれを利用して奪い取った特権の寄せ集めだったのである。<sup>(7)</sup>

それゆえ、中央集権をめざして一八一五年三月一日にヴェルテンベルク国王フリードリヒ一世がラントシュテテンデの議会 *Versammlung* を開き、立憲君主制の憲法原案を提出した際に、最初に登壇した新領土の貴族層の代理人であるヴァルデック伯は、「古来のヴェルテンベルクの憲法は、數百年にわたって、この国土に幸福をもたらしてきた。この憲法は、他の諸国家のいかなる憲法に対しても決定的な長所をもつものであり、疑いもなく、はるか昔より、ドイツ国家の最善の憲法であり、ドイツにおいて敬嘆のまゝであるのみでなく、さらに再三にわたって、イギリスの注目のまゝとなったものである」と述べ、<sup>(8)</sup>特権に基く二元支配を維持すべく旧市民層と連合し得たのであった。

「イギリスの注目のまゝ」の好例は、ウィックの闘将フォックス (Charles James Fox 一七四九年～一八〇六年) の一七九七年の議会演説であるが、彼がこの時ヴェルテンベルクの国制を「イングラントのそれと比較し得るものである」と称賛したのは、イングラント王の権力が議会 *Parliament* によって規制されたのと同様に、ヴェルテンベルク大公の権力も「旧き法」<sup>(9)</sup>によって制限されていたからであった。「イギリスの注目」は

ヴェルテンベルク憲法闘争期にも続いており、『エディンバラ・レビュー』は一八一八年の二月号のなかで二六ページにわたり「ヴェルテンベルクの等族」<sup>(10)</sup> *The States of Wirtemberg* という小見出しで、ヘーゲルが用いたのと同じ議会議事録の批評記事を載せている。無署名のこの批評は、領邦ヴェルテンベルクの礎石となった一四八二年の「ミュンジンゲン協約」にまでさかのぼってこの邦の歴史を紹介し、その類まれな邦民の自由観 *ideas of popular freedom* を称賛しつつ、イングラント議会とヴェルテンベルク等族議会との歴史的同時進行に驚きながらも親近感を寄せているのである。そして、このヴェルテンベルクのシュテテンデの自由が今やウィーン体制の下で、王権の下に押え込まれようとしていることに同情の念を表わして終っている。この批評は、史実に対して忠実であり、ヴェルテンベルク国王とラントシュテテンデの両方の主張を平等に扱っていることから見て、どちらかの側に加担しようとする意図のものではないと判断できる。この記事が、「ヨーロッパには憲法というもの<sup>(11)</sup>は二つしかない、英国の憲法とヴェルテンベルクのそれとである」というフォックスの言葉を引用していることから明らかのように、国王と国民との平和共存の成功を自負する英国有産市民層の視点こそがこの批評記事のなかに感ぜられるのである。

だが、この国王と国民との平和共存とは、イングラントにおいてもヴェルテンベルクにおいても、かの「二元支配」に外な

らない。ヘーゲルがその「ラントシュテテンデ論」においても、また最晩年の論説「イギリス選挙法改正法案について」の中でも批判の対象とした論点のひとつは、まさにこの「二元支配」という統治構造であった。ヘーゲルは次のように述べている。

「周知のごとく、イギリス憲法は、終始、国王や議会から、特別の機会に授与されたり、買入れられたり、贈与されたり、あるいは国王や議会より強奪されたところの特殊の権利、自由、特権の上にもとづいている。イギリス憲法の最も重要な基礎であるマグナ・カルタや権利章典も、後には議会の決議によって一層詳細な規定を受けてはいるものの、もともとは、暴力によって「国王より」勝ち得た讓歩、ないしは賜物、協定などである。そして、国家法は、これが起源においてもつていた私法的形式を變りなく持ち続け、したがってそのために内容は偶然たるに止まっている。この実定的な諸規定のまとまりのない寄せ集めは、大陸の文化国家においてはすでに完遂され、例えばドイツの諸地方でも、その期間の長短はあるにせよ、すでに享受している發展と改造とを、まだ経験していないのである」<sup>(12)</sup>。しかし、そうは言っても、イギリスはこうした国制の下で自由な労働と自由な交易とを十分に展開させて、どの大陸諸國と比較してもはるかによく市民的自由を達成していたのであるから、かの「二元統治構造」それだけが問題であったのではないのである。ヘーゲルも述べているように、この二元主義は、西欧における国家形成史そのものであるし、市民的自由の獲得

ヘーゲルの『シュテテンデ論』とF・リスト(下)

史でもあった。そして、成瀬治氏も述べているように、「『良き旧き権利のための斗い』は、決して単なる『うしろ向き』のものではなく、やがてビスマルク的な権力国家への動きの中で——歴史的な限界をもちながらも——それが内包するブルジョア的デモクラシーの堅実な精神を、実証しえたのである」<sup>(14)</sup>。特権とはいえ「実力を担保とした」自由はいつの時代でも堅実なものなのである。

だが、商品經濟の進展が地域性を打破して世界經濟を形成し始め、競争の只中で國家統一が叫ばれている時代には、排他的な特権への固執は、地域性の打破によって生じた國民的一体性にとつても、また他の國民國家への對抗という面からしても、非理性的であり歴史の流れに逆行するものであったのである。イングランドにおける市民層の特権的自由の漸次的な拡大は國民國家の形成と軌を一にしていたのに対し、ヴェルテンベルクのそれは分裂國家ドイツにおける各領邦の力關係のバランスの下でのみ維持されていたのであり、また狭い領内での固定的な市民層のみが享受し得るものであった。商品經濟の世界的展開こそが特権的自由の普遍的自由への移行を準備したのである。

(一) UM HEGELS LANDSTÄNDESCHRIFT. Friedrich List  
im Spiel Von Paul Gehring Tübingen; im Sonderdruck aus  
der ZEITSCHRIFT FÜR PHILOSOPHISCHE FORSCHUNG  
NG in Verbindung mit der Allgemeinen Gesellschaft für  
Philosophie in Deutschland Band 23/1969. Heft 1. S. 110—

121.

(2) 成瀬治「初期自由主義と『身分制国家』——ヴェルテンベルク憲法の成立をめぐる——」、『北海道大学文学部紀要』第八号、一九六〇年、八四ページ参照。氏によれば、十四世紀から十五世紀にかけてランデスヘルとラントシュテンデとの相互折衝の場としてラントタークが成立したのであり、また、ラントシュテンデは集合概念としてはラントシャフトと呼ばれるのである。そうして、ランデスヘルとラントシュテンデとは、「ともに、それらの上に立つ規範としてのラント法 Landrecht（＝旧き慣習）によって拘束されている」のであった。

(3) 村上淳一『近代法の形成』岩波全書、一九七九年、六五ページ参照。「中世中期以降のドイツの政治社会＝ラント法共同体は、最終的にはもろもろの自立的権力の実力によって担保された、良き旧き権利の体系としての性格をもっていた」。

(4) 『ヘーゲル政治論文集』（岩波文庫、一九六七年）において、訳者の金子武蔵、上妻精の両氏がラントシュテンデを「民会」と訳されているのはこの理由からである。しかしこの訳語は、ヴェルテンベルクにのみあてはまるものであることは言うまでもない。

(5) マルクス「ユダヤ人問題によせて」、『マルクス＝エンゲルス全集』第一巻（大月書店、一九五九年）、四〇四ページ参照。「古代市民社会は政治的・性格を直接的なカタチをもっていた。すなわち、たとえ財産とか家族とか労働の様式とかのような、市民生活の諸要素は、領主権、身分、職業団体といった形で、国家生活の要素にまで高められていた。それらの要素は、こうした形で、個々人の国家全体にたいする関係、すなわち彼らの政治的関係、すなわち、社会の

他の構成部分からの個々人の分離と排除との関係、を規定していたのである。なぜなら、人民生活のこのような組織は、財産や労働を社会的な要素にまで高めないので、かえってそれらを国家全体から完全に分離し、それらを社会のなかの特殊な諸社会につくりあげたからである」。

(6) 成瀬治、前出、八五ページ。

(7) 「チュービンゲン協約」を邦訳したものとしては、黒田忠史「等族制」『憲法』チュービンゲン協約試訳（『甲南法學』第一三巻第一号、一九七二年）がある。また、フリードリヒ・リストの講義用草稿「ヴェルテンベルク公国の憲法」は、「チュービンゲン協約」と「農民戦争」との係りに詳細に言及している。Friedrich List, *Schriften, Reden, Briefe, im Auftrag der Friedrich List-Gesellschaft E. V., Berlin 1927-1935, Bd. I-1, S. 414-434.* (List *Werke* 『リスト全集』と略す)。拙訳「ヴェルテンベルク公国の憲法」(Fr.リスト憲法論I)、『立教経済学論叢』第十四号、一九七九年。

(8) G. W. F. Hegel, [Beurteilung der] Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahr 1815 und 1816. XXXIII Abteilungen, in G. W. F. Hegel *Werke* in zwanzig Bänden, 4, Suhrkamp Verlag, 1979, S. 510. 邦訳、前出『ヘーゲル政治論文集』六八ページ。本稿では上妻精氏の名訳に依拠して引用する。

(9) W. O. Henderson *Friedrich List, Economist and Visionary 1789-1846*, Frank Cass, 1983, P. 8.

(10) *Edinburgh Review* 29(1818), P. 337-363. この記事のナン

タイトルは以上である。 Art. IV. Verhandlungen in der  
Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg.  
Stuttgart, 1816-17. (Proceedings in the Assembly of the Sta-  
tes of the Kingdom of Württemberg.)

- (11) op. cit. p. 340. なお、石川敏行「ドイツ近代行政法学の誕生  
(1)——F・F・フォン・マイアーと環境としてのヴェルテンベル  
ク王国——」、『法学新報』第八九巻、第五・六号、中央大学法学  
会、一九八二年、八一〜二ページ参照。石川氏の論文は、ドイツ行  
政法学の発達と深く関わっている Robert von Mohl (1799-1875)  
Friedrich Franz von Mayer (1816-1870) Otto von Sarwey  
らがいずれも Württemberg である) フリードリヒ・リスト  
が国家行政実務担当教授であったテュービンゲン大学の(法学部に  
ではない) 国家経済学部にも、「行政法講座」が早くも一八四二年に  
設けられていることなどから、「環境としての」ヴェルテンベルク  
を歴史を遡及して詳細に扱っている。

(12) 『ヘーゲル政治論文集』下、一八六ページ。

(13) 拙稿「ヘーゲルの『シュテテン論』とF・リスト」(上)、『立  
教経済学研究』第三七巻第二号、一六八ページ参照。

(14) 成瀬治、前出、九三ページ。

#### A ローゼンベルクの言及

ヴェルテンベルク憲法闘争期(一八一五年〜一八一九年)に  
おける時代の課題がおおよそ明らかになったところで、ゲーリ  
ンク論文に移ろう。私はここでは、日本の読者に分りやすいよ

ヘーゲルの『シュテテン論』とF・リスト(下)

うに自由な要約を試みたい。

先ず、このゲーリンク論文については小林昇教授の簡明な紹  
介があるので、それを呈示しておきたい。「ゲーリンク教授は  
その論考……においてこの問題の詳細な考証を行っているが、  
結論は十分ポジティブではない。ただ、ヘーゲルの論文の別  
刷が一八一八年二月に一〇〇部コッタの手で印刷されたが書店  
に流布しなかったこと、ヴァンゲンハイム(一八一七年一月  
に文相を解任)とリストとコッタとの三者のあいだに密接な共  
働が推測されること、ヴェルテンベルクの政治的左派のうち、  
テュービンゲンの教授であり、その講義において等族勢力への  
学問的批判も行っていたリストだけがヘーゲル論文に着目し  
えたと思われること、リストがこの問題の推進者だったという  
痕跡は、その友人 K. A. Mebold の書き残したもののなかに  
存すること、当時のテュービンゲン大学へのヘーゲルの就任の  
問題があったこと、等を当面の論考が知らしめていることをし  
るしておきたい。リストとヘーゲルとはここで袖を触れ合った  
が、その間にこの両者の接触ないし交流はない」。

さて、一九六六年のW・R・バイアーの論文「ヴェルテンベ  
ルク・フォルクスフロイントへのヘーゲルの協力」<sup>(2)</sup>以後、ヘー  
ゲル研究において問題となったのは、ヘーゲルが協力した相手  
とは誰れであり、その理由と結果とであった。このことの解明  
はヘーゲルの政治姿勢を知らううえで重要なのである。そこで、  
この「協力」に言及した最初の文献がまず知られている必要が

ある。それはヘーゲルの弟子カール・ローゼンクランツが一八四四年に公刊した『ヘーゲル伝』<sup>(3)</sup>である。必要な箇所を次に引用する。

「それは一八一五年と一八一六年におこなわれたヴェルテンベルク王国議会での議事を印刷したものに關して、ヘーゲルが『ハイデルベルク年報』一八一七年六六―六八号と七三―七八号に連載した批評である。……この批評（とくにその序文が傑作である）は民衆の間にたいへんな反響を呼んだため、『ヴェルテンベルク民衆の友』という雑誌の編集者はこの批評が、當時の言い方に従えば、旧権擁護者たちに対抗する実に徹底した宣言であると言って、この批評の別刷を作って、もっと広く普及させ、もっと実りの多い効果をもたらさしめるべく、ヘーゲルに促したのであった。それは実現することにもなった。現在それは全集第十七卷二一九―三六〇ページに再録されている。これは徹底的であると同時に公然たる批判であつて、そのために偏狭な貴族たちはヘーゲルを畜生と罵った。何となれば彼は王の意志が持つ理性と民衆的な性格とを、かれらの利己主義に對抗して擁護したからである」<sup>(4)</sup>。

(1) 『小林昇経済学史著作集』Ⅶ、F・リスト研究(2)、未来社、一九七八年、三八六ページ。

(2) Wilhelm Raimund Beyer (1902-), „Hegels Mitarbeit am Württembergischen Volksfreund“, *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 14, 1966. バイヤーには邦訳『ヘーゲルの全体像』(啓

隆閣、一九七〇年)がある。

(3) Karl Rosenkranz, *Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben*, Verlag von Duncker und Humboldt, Berlin, 1844. 『ヘーゲル伝』と邦訳される本書は、いわゆるヘルリン版ヘーゲル全集（一八三二年～四五年）の補巻として出版された。はじめはヘーゲルの直弟子エドゥアルト・ガンス（一七九八―一八三九）が執筆するはずであったが、彼の死によって、ローゼンクランツ（一八〇五―一八七九）の手に委ねられたのである。ローゼンクランツ自身は、自分がヘーゲルの直弟子であったことはないと述べているが、晩年のヘーゲルとは親密であった。彼は自分がヘーゲルからある程度独立していることがかえって伝記の執筆にとって必要であると自確していた。尚、次注参照。

(4) 中笠肇訳『ヘーゲル伝』みすず書房、一九八三年、二七〇―二七一ページ。前注の記述も中笠訳に依拠している。

## B ニつの『フォルクスフロイント』

『ヴェルテンベルク民衆の友(フォルクスフロイント)』の編集者とは誰れか？ このことが問題となった。

この問題については一九二八年にハンス・ロートハイセンが既に言及していた。彼は、ヘーゲルとリストとのコルポラチオン思想についての学位論文の中で、ヘーゲルの「ラントシュテンド論」がシュテンド批判の点でリストと一致したので、「それをリストの『フォルクスフロイント・アウス・シュヴァーベン』に全部印刷する」という「リストの賛成をも」得たのであ

つた、と述べている<sup>(1)</sup>。

ロートハイセンは先に挙げたローゼンクランツの言及を証拠として右のことを述べたのだが、この場合彼は、『ヴェルテンベルク・フォルクスフロイント』と『フォルクスフロイント・アウス・シュヴァーベン』とを同じものとして扱っているのである。だが両者は別のものである。更に、『フォルクスフロイント』に印刷する、ということもローゼンクランツは述べていない。ロートハイセンはこの問題で二つの誤りを犯しているのである。

『フォルクスフロイント』に印刷したのかどうかということの答えは簡単である。どちらの『フォルクスフロイント』も数ページだでの新聞であって、もともと一二八ページにおよぶヘーゲルの「ラントシュテンデ論」を載せることなど不可能なことであった。従って、一八一八年に発刊されたどちらの『フォルクスフロイント』を調べてみても、ヘーゲルの論説は当然見当たらないのである。

では、二つの『フォルクスフロイント』の関係はどうなっているであろうか。ローゼンクランツが『ヴェルテンベルク・フォルクスフロイント』(以下WVと略記)と呼んだ定期刊行物は、その副題を『真理を愛するヴェルテンベルク人協会編集の、法と市民的自由のための週刊紙』<sup>(4)</sup>といい、一八一八年一月十四日付で第一号が発刊された。

一方、ロートハイセンが指摘した『フォルクスフロイント』

ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

アウス・シュヴァーベン』(以下Vasと略記)は、副題を「真理を愛するヴェルテンベルク人協会編集の、道義と法と自由のための愛国新聞」と記していた<sup>(5)</sup>。この新聞の第一号は一八一八年一月二四日付でシュトゥットガルトで発刊された。そして、一八二二年六月二九日まで五年間つづき、一八一八年を例にとると計八二号出されているから、四日か五日ごとに刊行されたことになる。これに対してWVのほうは週刊であり、一八一九年には廃刊されてしまったのであって、Vasに較べてはるかに短命で影響力も弱かったといえよう。

『ヴェルテンベルク・フォルクスフロイント』の発刊を最初に計画したのはミヒャエリス Salmon Michaelis(1786—1844)という男であった。彼は一八一〇年以來テュービンゲン大学のドイツ・フランス文学担当の教授であった。彼は一八一七年の一〇月にはこの新聞の発刊を行いたいと考えていたのだが、そのための人材がなかなか集まらなかった。そして、ようやくそれが可能になったのは、リストが自分の友人達とともにこの計画に加わって来てからのことであった。

一八一八年一月十四日付のWV発刊第一号には、「フォルクスフロイントの心からの見解と七つの願い」(一—四ページ)という発刊論説と「人は誰れをも不幸にすべきではない」(五—七ページ)とが載っていた。これらの論説は匿名であったがそれがリストであることはまちがいない。その証拠に、リストは許婚のカロリーネ・ナイハルトに送って一八一八年一月一七

日に次のように書き送っている。「私は祖国の友の協会を設立しました。この協会は民衆新聞を執筆し、政治に対して市民が係らねばならぬ際に彼らに無償の判断を与えるのです。いま貴女に私達の新聞の第一号を送ります。最初の論説と続く二つのものは私が書いたものです。最初の論説は私の信念を述べたものであり、民衆を道義にかなった生活へと高めそうして束縛から解き放つという私達の計画の意図を述べたものです。昨日、国王から好意的な書簡をいただきましたが、国王ですら私達の意図を見誤ってはいません<sup>(6)</sup>」。

こうしてリストがWVの編集者であることはまちがいないのだが、第一号を出したすぐあとでWV内部で争いが起きた。ミヒアエリスが、自分こそがこの新聞の創立者であり、精神上的の父であり、経営上の所有者であると主張したのだった。一方リストとその友人達は、ミヒアエリスを自主性のない佞臣である<sup>(7)</sup>とみなし、そのような者と一緒に「真理を愛する」ヴェルテンベルク人協会に留まっていることは出来ない<sup>(7)</sup>と確信した。そこでリスト達はミヒアエリスと別れて、Vasを自分達の新聞として発刊しなおしたのである。

リストらの新たな『フォルクスフロイント』は、一月二四日付の第一号で始まり、再びリストの発刊論説「市民の入会権」(一五ページ)を載せた。同じく一月二八日付の第二号にはもっと多くのリストの寄稿が載った。ミヒアエリスの方は、WVの第二号を一月二四日と予告していたが果せず、Vasの第二

号が出た後でようやく一月三一日に発行できたのだった<sup>(8)</sup>。こうしてWVの方は第二号からは編集者がミヒアエリス独りであり、リスト研究においては、前々から知られていることであった。

今や明らかのように、リストは『ヴェルテンベルク・フォルクスフロイント』の事実上の始めからの編集者であった。またリスト自身この編集者として自負していたし、かつそう名のつたのである。ロートハイセンがリストをその編集者であると指摘したことは正しかったと言える。ロートハイセン説は、フリードリヒ・レントツの『リスト伝』(一九三六年<sup>(9)</sup>)や、パウル・ゲーリンク自身の『若きリスト』(一九六四年<sup>(10)</sup>)にも継承されている。だが編集者＝リスト説の確定のためには、当時のリストの政治的立場や主張が明らかにされる必要がある。

(1) Hans Loheizen: Der ständisch-korporative Gedanke, namentlich in der württembergischen Verfassungsgeschichte und den publizistischen Schriften Hegels und Lists zur württembergischen Verfassungsreform. (Diss. Phil. zu Gießen) Druckerei Justus Christ, Gießen, 1928, S. 64.

(2) 先に引用した中絶訳では、「雑誌」と訳されていたが、原文では Zeitschrift (Rosenkranz a. a. O. S. 312) であって、これは「定期刊行物」一般の呼び名を意味し、雑誌に限らない。後に示すように『フォルクスフロイント』は週刊の新聞 Blatt であった。

(3) ヘーゲルの「ラントシュテンデ論」は『ハイデルベルク文芸年

報『Heidelbergische Jahrbücher der Literatur』の一八一七年十一月号と十二月号とに載った。十一月号は66号から72号であるが、69号から72号はヘーゲル以外の論説が載った。十二月号は73号から76号であるが、ヘーゲルの連載は77号で完結した。

(4) Gehring, a. a. O. S. 111.: der von Rosenkranz genannte „Württembergische Volksfreund“ („Ein Wochenblatt für Recht und bürgerliche Freiheit, herausgegeben von einer Gesellschaft wahrheitsliebender Württemberger“).

(5) Der Volksfreund aus Schwauben, ein Vaterlands-Blatt für Sitte, Recht und Freiheit, herausgegeben von einer Gesellschaft wahrheitsliebender Württemberger. 名訳『リスト全集』第一巻第一分冊の四四八ページと四四九ページとの間にこの新聞の表題部分が付録として含まれている。

(6) List Werke, Bd. 8, 1933: Tagebücher und Briefe, hrsg. von Edgar Salin, S. 120.

(7) Max Müller は、ニコマエリスが官房長官のフェルナーゲル Kabinettssekretär Fhr. v. Vellnagel に対して、次から次へと密告を続けたと述べている。(Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte 3, 1933, S. 158—211)°——C. Brinkmann は、ニコマエリスの「最も不劣な評判」やその密告気質が、リストに対する特別に激しい追求などを指摘している。(Fr. List, 1949, S. 54, 99f., 119)

(8) 論争の経緯については、それぞれの立場から、WSの一月三日付と、Vaasの二月十一日付とに於て述べられている。

(9) Friedrich Lenz, Friedrich List. Der Mann und das We-

ルターゲル『シュテテンデ論』と丘・リスト(一)

rk, München 1936, Neudruck, Scientia Verlag Aalen 1970, S. 23. レンツはロートハイセンの学位論文を指導したのであったが、(1)でもロートハイセン以上の指摘は見られない。

(10) Paul Gehring, Friedrich List. Jugend- und Reisejahre 1789—1825, J. C. B. Mohr, Tübingen 1964, S. 451.

### C リストの政治的立場(若き内務官僚)

さきに引用したローゼンクランツの言及によれば、「フォルクスフロイント」の編集者は、ヘーゲルの書いた批評すなわち「レントシュテンド論」が当時の言い方に従えば、「旧権擁護者たちに対抗する実に徹底した宣言である」と言ったのである。

二つの『フォルクスフロイント』に関するリストの編集者としての役割が明らかになったいま、シュテンド勢力を「旧権擁護者」と呼んで批判し、かつヘーゲルの論文を「実に徹底した宣言である」とまで称賛した人間がリストであるかどうかを確定できれば、編集者としてリスト説はほぼ論証できたことになる。

表現に則していえば、「アルトレヒターアトレヒター(旧法派とも訳す)」という言葉はリストのものであった。ニコマエリスは使っていない。ヘーゲルもこの表現を使っていない。リストは、一八一五年の春以来友人シュレイヤーと共に、「二人で名付けた『旧法派』に対する明確な反対者」<sup>(2)</sup>になっていた

と書いているし、また、この言葉を別のところで変化させて使っている。<sup>(5)</sup>

リストは十七歳で郷国を出て書記見習いとなり、二十二歳のときには空いた時間をつかってテュービンゲン大学で聴講を始めた。この時にリストは法学部学生のシュレイヤー Johannes v. Schlayer (1972—1860) と知り合っていた。テュービンゲンのパン焼き職人の息子であったシュレイヤーは、のちにはヴェルテンベルク王国内務省の長官になるのだが、学生時代には性格は異なるがリストと勉強友達となったのである。そして、一八一五年一月十一日にヴェルテンベルク国王フリードリヒ一世が『シュテンデ憲法に関する宣言』を発表して「憲法闘争」の幕を切って落とすや、リストとシュレイヤーは二人でこの問題について議論を交わして旧シュテンデの国民から遊離した代表性を批判し、真の国民代議制を推進しようとの結論を得たのであった。<sup>(6)</sup>そしてこの結論はリストが起草した一八一五年三月の「ズルツ請願書」の中に、法の支配・法的平等・議会の国庫監視権立法同意権・隸農制廃止・出版の自由などの要求となって表れている。<sup>(6)</sup>

リストが旧法派旧シュテンデ勢力に批判的となった最大の理由は、一八一三年に彼らの横暴によって兄と父を失ったことである。リストの生れ故郷である旧帝国都市ロイトリンゲンは一八〇二年にヴェルテンベルクに併合され、それとともにヴェルテンベルクの行政機構が導入された。この行政機構の特色

は、末端の実務を担当する者たちが書記と呼ばれる学識のない実務家であって、彼らが「その地域に起ったことで裁判関係として行政関係のもの」と目されて記録されるべきところのものをすべて記録させるといふ権力を独占している、<sup>(7)</sup>というものであった。この独占権力によって書記たちは「いつの時代においても見出される旧ヴェルテンベルクの人々の極めて頻繁な外国移住」を生み出すほど一般の人々を絶望に追いやり、恣意と暴虐と掠奪のかぎりをつくしていた。そして、旧ヴェルテンベルクのシュテンデ勢力はこの書記身分と密接な結びつきを持っていたのである。ロイトリンゲンに新たに確立されたこの書記制度によってリストは一八一六年には母も死に至らしめられてしまう。<sup>(8)</sup>こうして書記制度を中核とした旧シュテンデ勢力とは、リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆の幸福を奪う存在であったのである。

さて、元に戻るが、リストはヘーゲルの「ラントシュテンデ論」を、「実に徹底した宣言である」と称賛するほど理解したのであろうか。パウル・ゲーリンクはこうした表現を「リスト的でない方である」と述べているが理由は明らかにされていない。<sup>(9)</sup>ただ、国王が一八一五年一月一日に発表した憲法原案が同じく『宣言』と称するものであったから、この表現によってヘーゲルの「ラントシュテンデ論」は国王の『宣言』と並び称されるほど高く評価されたことになる。では、ヘーゲルの論文が発表された一八一七年末、リストはどのような立場にいた

であらうか。

リストは友人シュレイヤーとともにテュービンゲン大学で学んでいた時に——この時期彼はモンテスキューヤルソー、アダム・スミスなどを読みふけていた——兄や父を失うという不幸に会ったのであるが、一八一四年六月彼はさっそく、自らがその末端に席を置いている書記制度(Schreibweise)の内部告発を行った<sup>(12)</sup>。ヴェルテンベルク国王フリードリヒ一世とその内閣が、このナポレオン敗戦後の混乱期に何とか旧シュテンデ勢力を押え込んで中央集権制を確立せんとしていた矢先であったから、青年リストの内部告発はただちに内相ライシャッハ<sup>(13)</sup>とおして国王にまで伝えられた。この時からリストの名は政府中央に知られるようになった。リストはこの年の九月には国家試験にパスして上級書記となり、やがて一八一六年五月には内務官僚となって政府会計官(Rechnungsrat)の地位につく。時に二六歳であった。

ところで、この年の一〇月には国王フリードリヒ一世は死去し、かわって柔軟な姿勢の皇太子がヴィルヘルム一世として即位した。この下で、およそ一年間という短期間ながら、いわゆるケルナー<sup>(14)</sup>ヴァンゲンハイム革新内閣が成立するのである。ヴァンゲンハイムはテューリンゲン出身の貴族であつて一八〇六年以来ヴェルテンベルク国王に国家官吏として仕えていた。彼は一八一一年にテュービンゲン大学の監督官(Kurator)になつたが、それは丁度リストがそこで学び始めたときであつた。

ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

この監督官とは、独裁君主であつたフリードリヒ一世がテュービンゲン大学に押し付けたものであつたので、一八一六年一〇月この王の死とともに廃止され、ヴァンゲンハイムはこの職から文部大臣へと昇進したのであつた。ヴァンゲンハイムは一八一一年末に監督官として、ニュルンベルクに居たヘーゲルとテュービンゲン大学への任官を交渉したこともあつた。また、一八一五年七月には、『国憲のイデー<sup>(17)</sup>』を著して、国王の立憲君主制を主張する憲法原案を強力に援護していた。総じてヴァンゲンハイムは、シェリングと同じ自然哲学者 Naturphilosoph であつた。<sup>(18)</sup>

このヴァンゲンハイムと内相ケルナーとの庇護のもとに若き内務官僚リストは活躍を始めた。彼は一六年十二月には書記制度の欠陥を調査する政府の委員会に事務官として派遣された。翌年四月には頻発している海外移民の調査を命ぜられ、「ふたたび、最も独立的であると同時に下層の人民とじかに接触<sup>(20)</sup>」してその調査を首尾よくまとめ、ケルナーの信頼を勝ちえたのであつた。そして七月にはケルナーから、「ゲマインデとオーバーアムトの経済全般にわたる自治体制度の検査<sup>(21)</sup>」を命ぜられると同時に、テュービンゲン大学に創設された国家経済学部の教授に就任する話しがもたらされたのであつた。この時期は丁度ヘーゲルが「ラントシュテンデ論」の執筆をめざして、ヴェルテンベルク憲法闘争に関する最新資料を研究し始めたときであつた。

だが、時局は流動しており、リストが国家行政実務担当の教授に着任する十月には、既にケルナー<sup>(21)</sup>ヴァンゲンハイム革新内閣の終焉が待っていたのである。なぜなら、国王ヴィルヘルム一世にとっては自国の独立と中央集権制の確立とが中心課題であるのだが、外部から独立がおびやかされる場合には中央集権制確立の課題は当然妥協の場へと引き込まれたからである。中規模国家 (Mittelstaat) ヴェルテンベルクは、対ナポレオン解放戦争後、一時期ナポレオンと手を結んだことなどの過去の経緯から、二大強国オーストリー、プロイセンを中心とする統一ドイツ化 (各国の主権制限) を恐れて、いち早く中央集権制を確立して国家の独立を補強しようとした。これが「ヴェルテンベルク憲法闘争」のそもそもの出発点であった。だがこの場合、最大の障害はいうまでもなく経済的実力に裏付けられた旧シュテンデ勢力の存在であった。しかもこの「ブルジョア貴族層」<sup>(22)</sup>は新領土の貴族層と連合戦線を形成していたのである。従ってこの場合、国王が頼りとするものは自己の軍事力に加えて、何よりも非特権階層である庶民大衆の支持であった。この故にこそ国王は「立憲君主制」を主張し、国民一般の代議制を容認したのであった。それ故、ヴァンゲンハイムが一八一五年の『国憲のイデー』のなかで国家主権の一元化と、二院制に基づく国民代議制とを理論化したとき、これは全く国王の意図を補強しうるものであったのである。そしてまた、若きリストが生産者大衆の立場から旧シュテンデ勢力批判をはじめたとき、こ

れも国王が採用すべき材料であったのである。

だが、「会議が踊る」なかでウィーン体制が生み出しつつあるものが旧君主勢力を中心とした領邦分立の復古にすぎないことが明らかとなるにつれて、対ナポレオン戦争においてドイツ統一の必要を痛感して戻って来た若者を中心に、ドイツ国家の統一と自由とを求める運動は激化の途をたどっていた。この運動の中心であるブルシェンシャフトは一八一七年にはヴァルトブルクで大集会を開き、ここで、ヴァンゲンハイムの著書ですら、国王<sup>(23)</sup>に仕えているという理由で焚書の目にあつたのである。こうして今や、オーストリー、プロイセンの二大強国によるドイツ統一の恐れが後退し、むしろ自由主義的急進運動による君主制転覆の恐れが強まったのである。それゆえ、こうした状況の下で国王ヴィルヘルム一世は旧シュテンデ勢力との妥協の途を選び、一七年一月にはケルナー<sup>(24)</sup>ヴァンゲンハイム革新内閣 Reformministerium はフォン・オットーの内閣と交替を余儀なくされたのである。

こうして、リストがチュービンゲン大学教授として「ゲマインデ及びオーバーアムトの制度と行政」について数週間以内に講義が行える、と一八一七年一月一八日に内閣に報告したとき<sup>(25)</sup>、この内閣はすでにリストを重用した内閣ではなかったのである。ところがリストはこうした状況の変化をすぐには理解できなかつたようで、先に引用した一八一八年一月一七日付の結婚カロリーネ・ナイハルト宛の手紙からも明らかなくとく、相

変らず国王の庇護を信じていたのである。

以上、ハーゲルの「ラントシユテナンデ論」が発表された一八一七年十一月末から十二月における時期のリストの政治的立場を明らかにした。またこの時期は、リストが、チュービンゲン大学で同僚となったツビヒャエリスと「ヴェルテンベルク・フォルクスフロイント」の発行を画策している時でもあった。リストはこの新聞を旧シユテナンデ勢力に対する「対抗新聞」にしようとしていたのである。

- (1) Rosenkranz, *a. a. O.* S. 312. 言ひ返し方を示すため、以下に原文を引用して置く。 „...von derselben als dem gründlichsten Manifest gegen die Altrechtler...“.
- (2) List, *Werke* VIII, S. 10.
- (3) Altrechtleri, Altrechtlich, Altrechtlerpartei といふ変化が述べられている。(L. *Werke* I, S. 470, 473, 479; III, S. 483; IV, S. 774, 776, 778)
- (4) Gehring, *Friedrich List*, S. 504.
- (5) List, *Werke* III, S. 9.
- (6) 小林昇「リスト『農地制度論』の前史と周辺」小林『著作集』Ⅷ 二七〇ページ。
- (7) 『ハーゲル政治論文集』下 一三七ページ。
- (8) 同 一二九ページ。
- (9) 詳細は、小林『著作集』Ⅷ 三三三、三三七～三三八ページ参照。
- (10) Gehring, *Um Hegels Landständeschrift*, S. 113.  
ハーゲルの『ラントシユテナンデ論』とユ・リスト (下)

(11) „Manifest, die Einführung einer ständischen Verfassung betreffend“ des Königs Friedrich vom 11. Januar 1815 (*Reg.-Bl. für Württemberg* S. 9, Nr. 2 v. 14. Jan.).

(12) 小林『著作集』Ⅷ 二六九ページ参照。

(13) Karl Graf v. Reischach (1763—1834), Innenminister 1809～1816. 11.

(14) Karl August Frhr. v. Wangenheim (1773—1850), Minister des Kirchen- und Schulwesens 1816. 11～1817. 10.

(15) Gehring, *a. a. O.* S. 118.

(16) *Briefe von und an Hegel*, hrsg. von J. Hoffmeister, 2. Aufl., Felix Meiner, 1961, Bd. I (*Hegel Briefe I*) S. 391, 28. Dez. 1811.

(17) *Die Idee der Staatsverfassung in Anwendung auf Württembergs alte Landesverfassung und der Entwurf zu deren Erneuerung.*

(18) F. Lenz, *Friedrich List*, S. 415.

(19) Karl Frhr. v. Kerner (1775—1840), Geheimer Rat, Innenminister 1817. 2～10.

(20) 小林『著作集』Ⅷ 二五七ページ。

(21) Gehring, *Friedrich List*, S. 161.

(22) 『ハーゲル政治論文集』上 一四八—一五〇ページ参照。

(23) Massmann, *Kurze und wahrhaftige Beschreibung des großen Burschenfestes auf der Wartburg...*, Jena 1817, S. 27, Gehring, *Um Hegels Landständeschrift*, S. 114.

(24) Christian Friedrich v. Otto (1758—1836), Minister des

(25) *List, Werke* I. S. 16.D ドイツ・ジャーナリズムの開拓者リスト<sup>(1)</sup>

リストは一八〇五年に十六歳で生まれ故郷である旧帝国都市ロイトリンゲンを出てヴェルテンベルクの小都市ブラウボイルンで書記見習いとなった。一八〇九年には領邦都市ウルムで下級書記となり、一八一一年一〇月にはテュービンゲンに出て實質的に上級書記の職務に就いた。こうして、六年半に及ぶ書記生活をおして若きリストはヴェルテンベルク各地の生産者大衆の生活状態を見知って来ていた。そして、一八一一年一〇月から「自己形成」のために目的意識をもってテュービンゲン大学で勉学を始めたのであった。<sup>(2)</sup>

リストはここでモンテスキューやルソーやアダム・スミスに読みふけたのであるが、講義のなかでは何が彼を引きつけたのであろうか。この点をリスト研究は次のように述べている。「リストは生涯、理性法に、とりわけテュービンゲンでの彼の師フォン・マイヤーの体系に係わりを持ち続けた<sup>(3)</sup>。また「リストは研究と官職との年月のあいだに、マイヤーの国家学のエンチュクロペディーを聴講していた<sup>(4)</sup>。実際リスト自身もしばしばマイヤーに言及し、「私は彼の国家学のエンチュクロペディーをつうじて、最も激しい精神的圧迫の時期に、今となって非常に豊かな実りを与えている種を播いていた」と書いてい

(5)

ヨハン・クリスチャン・マイヤー(1741—1821)は「ドイツ帝国を一個の君主制であると信じている「哲学的」国際法的」学派に対抗して、史実から実証する立場をとり、ドイツ帝国の歴史の編成を、相互に分離した各種コルポラチオン(身分的・地域的・宗教的)の集合であると主張していた。そして、この同権的な集合体が領邦主権の伸張によって近時無効にされて来た<sup>(5)</sup>と見ているのである。そこで、帝国都市人リストにとっては「旧帝国のコルポラティブな組織の綿密な叙述と、とりあげ方とは非常に興味があったに違いないし、リストのコルポラチオン制度の見解にとって多くの刺激を与えた<sup>(6)</sup>」と言っているのである。リストが一八一六年内務官僚となるまでには、このような素養が身に付けられていたのである。

さて、一八〇二年に帝国都市の資格を失ってヴェルテンベルクに編入されたロイトリンゲンはその後どのような状況に置かれていたであろうか。そこでは「ツンフトを中心とする古い制度は廃止され、市長および市政の当局者たち(一括して Magistrat と呼ばれる)は国から終身職に任ぜられたが、郡長官は警察力と裁判権とにおける優越をつうじて市当局よりも上位にあった。また市の書記職(Stadschreiber)は、地域の関係者から選ばれたが、これも国に任命された職であって自治体への奉仕者ではなく、郡長官とたずさえて新しい支配機構をつくらせていた。この事態はロイトリンゲンの市民にとってはつら

いものだった<sup>(7)</sup>のである。この新しい支配者である郡長官や書記たちは、自分達の地位を特権とみなして私利を計り、国から定められた市町村の計理の公開や中央への報告を怠っていたから、やがて市民のあいだから不満が高まり中央政府が調査に乗り出すことになった。このとき適任者としてリストが政府派遣弁務官となり、一八一六年春ロイトリンゲンにおもむき、市政改革運動の実態を体験することとなるのである。そしてリストはこの体験をふまえて、この年の七月には「ヴェルテンベルク国家統治論考」という長大な論説を匿名で発表し、国政、地方行政全般にわたる叙述を行い、そして、「市当局に対抗する市民層の代表(Representant)」の成立を要求したのであった<sup>(8)</sup>。先に述べた一五年の「スルツ諸願書」における法治制の要求とともに、リストの主張は市町村<sup>コルポラチオン</sup>における民主制の要求を加えて先鋭化してゆくのである。

論文「ヴェルテンベルク国家統治論考」は『ヴェルテンベルク・アルヒーフ』に掲載された。「リストはすでに中央政府の吏僚としてシュツットガルトでの仕事に没頭する一方、七月には、彼が男爵フォルストナー(Baron G. E. Forstner 1765—1832)およびロイトリンゲンの有力者カームラー(C. Christoph Camerer 1766—1826)とともに編集してハイデルベルクで刊行した『Württembergisches Archiv』の初号(一六年七月)から第三号(九月)にかけて前記の“Gedanken über die württembergische Staatsregierung”の掲載をはじめ、『

コーゲルの『メテオロ論』とF・リスト(ト)

イツ・ジャーナリズムの開拓者のひとり」としての精力的活動を憲法闘争の舞台に展開するようになった<sup>(9)</sup>のである。王国全体における一元的法治制と、市町村における民主制との要求のためにリストは、これを公表し広める手段を求めた。これが『ヴェルテンベルク・アルヒーフ』であり、リストは続いてこの紙上で、旧シュテンデ勢力の対憲法草案に対する批判などを発表して行く。

だが、『ヴェルテンベルク・アルヒーフ』は一年間でその終末をむかえる。共同編集者の一人であるカームラーが一八一七年六月に旧シュテンデ勢力側に投じてしまったからである。ロイトリンゲンの市当局者カームラーにとっては、最大の敵はヴェルテンベルクからやってきた書記制度であって、リストの主張する市町村における民主制の確立を希望したのではなかった。書記制度の改善の必要性はこの時期には既に一般に認識されており、その実現も日程にのぼり始めていた。これの完全な解消は一八二六年まで持ちこされはしたが、もはや新旧ヴェルテンベルクにおける上層市民間の対立はうすらいで来たのである。この対立が消えれば次に先鋭化してくるものは、上層市民対下層市民の対立である。

先にも述べたように、一八一七年は、ドイツ各地でブルシェンシャフトの急進的運動が激化し、自由と国家統一を求めてウィーン体制をゆさぶり始めていた。旧権力の保持者はすべて危機感をたさざるを得なかったのである。あの急進運動が自国

の下層市民の不满と結び付きかねないからである。こうして、旧シュテンド勢力と国王との妥協の道は用意された。国王も旧権力の保持者であることには変わりがなかったためである。

だが、この妥協の道を歩まなかった者もいた。内相ケルナーの弟J・ケルナー（一七八六年—一八六二年）は出版業者のコッタ男爵（一七六四年—一八三二年）に対し、一八一七年の九月に「我々が「シュテンド勢力に対する」対抗新聞をもっていないという真の不幸」を嘆いて、何としてもその編集を依頼している。更に一〇月には、ダンゲルマイアー博士（一七七七年—一七九〇年）が *Patriotisches Journal von und für Württemberg* という新聞を独自で出版し、旧シュテンド勢力に対抗していた。<sup>(9)</sup>

さて、このような状況のもとでリストの『フォルクスフロイント』が現われてくるのである。リストは一七年の秋以来、テュービンゲン大学での講義のための準備に追われていた。しかしその忙しい間にも、生産者大衆の立場に立つて相変わらず旧シュテンド批判の論陣をはるためジャーナリズムを必要としたのであった。この「シュワーベンのデモクラート」たるリストの姿勢は、一八二五年アメリカへ追放されるまで一貫して持続する。

(1) 小林昇「青年リストとロイトリンゲン」、『著作集』Ⅷ、三五八ページ。

(2) 以上の叙述は、小林の前掲論文に依拠している。

(9) Friedrich Lenz, in seiner Einleitung zu *Friedrich Lists kleinere Schriften*, S. XVII.

(4) K. Göser, *Der junge Friedrich List*, Stuttgart, Berlin, 1914, S. 53.

(5) Göser, a. a. O. S. 291.

(6) Hans Lohelßen, a. a. O. S. 20. なおロートハイセンによれば、Johann Christian Majer は、シュトゥットガルト近郊で生まれ、一七六〇年にはテュービンゲン大学で学び、一七六六年にはイエナ大学へ移って、そこで法学の学位を得た。一七七七年からテュービンゲン大学の教授であった。従ってヘーゲルも、その学生時代にマイヤーの講義に接し得た可能性はある。

(7) 小林『著作集』Ⅷ、三三三ページ。

(8)(9) 同、三五八ページ。

(10) Gehring, *Friedrich List* S. 205.

## 五 青年期リストの社会認識とヘーゲル

本稿二のCで述べたごとく、フリードリヒ・リストは「自由で民主的な共同態としての伝統が生き長らえていた」帝国都市ロイトリンゲンに生まれた。それは丁度フランス革命の勃発した一七八九年のことであった。ロイトリンゲンは一八〇二年にヴェルテンベルク公国に編入されて、絶対王政の強圧的行政の支配下におかれた。ヴェルテンベルクの行政のうち直接市民層に係わる末端の業務は、この国固有の「書記制度」をとおして行なわれていた。それゆえ、この国では書記になることは「お

上」と結びついた実入りのよい地位を得ることであった。リストは、一八〇五年に、この書記の見習いとなり、以後ウルムやテュービンゲンなど各地でヴェルテンベルク市民層の生活実態を見聞きすることになる。

ところが、この書記としての修業の途中で青年リストは、おそらく彼のその後の人生に大きな影響を与えたであろうと考えられる大事件に会う。それは、リストの兄と父と母とが順次ヴェルテンベルクの庄政のために死に至らしめられたという事実である。これは、一八一三年から一八一五年にかけてのことである。これにいかつたりリストは、一八一四年六月に「書記制度改革案」を内閣に送り内部告発を行った。この時リストは既の上級書記職の地位にいたのである。従つてこの場合、ヴェルテンベルクの庄政とは、国王に直結した行政ではなく、かの二元主義的支配を構成していた等族勢力によるものであった。彼らは実入りのよい書記制度をもちろん牛耳っていたし、また、編入されたロイトリンゲンの市政を支配したのもこの等族勢力であつて、国王と内閣とは、彼らを完全には統率できていない状態であつた。対ナポレオン解放戦争さ中から直後にかけての混乱した状況の中でこの等族勢力の勝手なふるまいは、国王といへども統制し切れなかつたのである。だが、それゆえにこそ、国王にとつて、この書記制度を中核とする等族勢力の勝手なふるまいを押えて、中央集権制を確立せんとすることは、国王自身の安泰のためにも急務であつた。それだからこそ、上級書記

リストの内部告発は国王側にとつて利用すべき事態であつたのであり、反面、利権と恣意との為に父母、兄を奪われたリストにとつて、行政の法治性とそれを実現せんとする国王の態度とは、この時支持すべきものであつたのである。そして、こうした事態こそ、青年リストが一介の書記から一気に内閣に重用される国家官吏へと上昇し、弱冠二十八歳で、テュービンゲン大学に一八一六年に新設された「国家経済学部」の行政実務担当教授に着任して行く要因であつたのである。

さて、こうしてリストは、一八一七年の十月からテュービンゲン大学で講義を始めた。彼はこの場合、君主制国家の国家官吏として教壇に立ち、ヴェルテンベルク王国の新しい立憲君主制憲法を学生に教授する任務をおびていたのである。

リストはテュービンゲン大学でどのような講義をしたのであろうか。『リスト全集』に収められている講義草稿類から判断すると、先ず、国家行政実務担当の教授に着任した一八一七年末には「ヴェルテンベルク国家学と国家実務要綱」が作成されている。この要綱の主旨は、立憲君主制とコロポラチオン論ともとづく国制論を展開していることである。ヘーゲルの「シュテンデ論」と同時期に作成されていることから明らかのように、リストの国制論は基本的にはヘーゲルの影響を受けているといつてよいことになる。

リストはつづいて、一九一八年の二月以降は、「ヴェルテンベルク憲法論」の作成にとりかかつている。これは、ヴェルテ

ンベルクの国制を歴史的に顧みながら、新たな憲法論を展開するかたちをとっている。更に、これより後の講義草稿類は、一八一八年六月以降に書かれた、「コルポラチオンの制度と行政」及び「共同体の歴史」があり、また、一八一九年一月以降に書かれた「ゲマインデについて」がある。

さて、リスト教授に対してヴェルテンベルク国王ヴィルヘルム一世とケルナー・ヴァゲンハイム革新内閣が期待していたことは、まず第一に「ゲマインデ及びオーバーアムトの制度と行政」をヴェルテンベルク国家の地方行政として理論的に位置づけ、それを講義することであった。それゆえ、リストが、地方行政の根幹をなすゲマインデ（日本でいえば町村にあたる）の制度と国家の制度とを有機的に結びつけようとして、彼独自のコルポラチオン論を当初から展開していたのも、彼の役職上当然のことなのであった。それゆえ、コルポラチオン論こそ、リストが自分の出自（帝国都市ロイトリンゲン）と経験とに根ざした独自の展開をなしたものである。

さて、ところでリストは、一八一六年七月より『ヴェルテンベルク・アルヒーフ』の編集に加わり、「ヴェルテンベルク国家統治論考」によって、書記制度を中心とする旧等族体制の批判を公表した。つづいて、「農民保有地の無制限の分割を排する」を発表して、当時の農民層の貧困を告発した。これは、「アメリカへの移民が続出する中で、政府よりその実態調査を命ぜられたリストが、実際に農民から聞き出した事態を分析したもので

あった。このように、リストの思想の中には、自己の経験と実務とから得た市民・農民の実態把握に基く、庶民生活の幸福という観点が何よりも強く形成されていくのである。ヴェルテンベルクの貧困は何よりも、農民の保有地が狭まざることにあり、それゆえ、リストは農民保有地のエンクロージャーを政府に答申することになる。ヴェルテンベルクの政治の混乱は旧等族の利権と恣意とにある、それゆえ、リストは立憲君主制支持の立場に立つのである。この場合、リストが戦っている相手は封建的圧政とである。だから、ドイツ近代の急速な進展の中で、これらのリストの対応策はやがてその矛盾を露呈せざるを得ない。だが、あくまでもここで強調せねばならないことは、この時期リストはドイツでは最も先進的で自由主義的立場に立っているものの一人であったのである。彼のエンクロージャー論と必然的に結びついている工業の育成による豊かさの達成は、これまた必然的に諸外国に対する保護主義の主張とつながる。そこに介在してくるものこそ、彼の出自（帝国都市ロイトリンゲン）ともからむ地域コルポラチオンの思想なのである。自国と同朋との豊かさをおよびやす存在が強力なイギリス産業資本であることが既に理解されるや、リストは狭いヴェルテンベルクの君主制の枠を抜け出さざるを得なかった。リストの主張が、こうして、そのうちに、やがて露呈する矛盾を秘めつつも、彼の行動は、時代の最先端を進んで、統一ドイツの母体ともなるべき産業者の統一へと向けられていったのである。

さて、こうした結論につながるもう一つの側面を考察しよう。本稿の主題に適合するのはむしろこちらのほうであり、それは、リストが、チュービンゲン大学で行った立憲君主制支持の講義である。そして、リストはこの立場ゆえにヘーゲルの「シュテンデ論」を支持したのであった。

リストの国制論の特徴は、啓蒙主義に基く国家契約説である。さらに彼の主張は立憲主義である。そうして、フランス的抽象を排した、君主制である。君主制が専政に陥らないための保障は、彼のコルポラチオン論である。必要としての君主制なのであって、決して国制の本質としての君主制ではない。リストの国制の本質はあくまでも個々人の最大の幸福追求である。

だが、ヘーゲルは、個々人の幸福追求、すなわち、欲望の無限の追求のような、イギリス古典派経済学の立場をとらない。ヘーゲルにとって重要なことは、民族の幸福であり人倫の確立である。個々人の幸福はあくまで全体との融合の中で達成されねばならない。なぜなら、欲求の体系としての近代市民社会はその運動の中に必然的に相互依存の体系を宿しており、社会の有機性は絶対的なものだからである。この点をリストは、晩年に至るまで理解できなかった。リストのイギリス古典派批判がもうひとつ抜き出ることができなかった理由もここにある。リストはしょせん、イギリス古典派経済学の手の中にあつたのである。

だがそれにもかかわらず、リストのコルポラチオン論は、個

ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

々人の自主性と自由とを最大限に生かそうとする。この点は、現実の運動としては近代化に向けての実に生き生きとした成果を生み出してくるものであることは史実が明らかにしている。従って、ヘーゲルのような、一面閉鎖的な体系は、頂点に立つ存在の性格によっていくらかでもゆがめられる危険をもつし、停滞的な面をももつのであるが、リストの体系は、一面開放的であつて、急進的な面をもつのである。

リストは、一八一八年一月に、政府に対し、農民保有地のエンクロージャー論を答申し、農工の分業発展を主張している。こうした、現実の産業発展のダイナミズムをこれまで見ききして来たリストにとっては、ヘーゲルの「シュテンデ論」はシュテンデ(旧国制)批判以上のなものでもなかった。それゆえシュテンデ批判としてヘーゲル論文をもち上げはしたが、それ以上に深くリストが拘わろうとする対象ではヘーゲルは決してなかったのである、リストのヘーゲルの件以後の戦いは、コルポラチオン論の精密化と、産業層の育成へと向けられていくのである。

ヘーゲルの「シュテンデ論」は、社会契約説批判の国家有機体説である。ヘーゲルによれば、契約とは、互いに無関係な独立した個々人が相互の恣意に基いて結ぶ偶然の関係である。しかし、近代の社会とは一定の市民秩序(とりわけ生産を基礎とする)に基いて成り立っているのであるから、これを恣意的な偶然の関係として措定する「社会契約説」は誤りである。

カントや初期のフイヒテが、自然法の影響を受けて人間の自由を生得のものとし、これを保障することこそ国家の目的であるとしたのに対し、ヘーゲルは、自由が生み出される基盤を問題にし、それゆえ、この基盤である社会の経済的、社会的編成を考察して、この社会の有機性を活性化させようように各個人と各団体の権利・義務 $\parallel$ 自由を確定しようとしたのであった。この自由の社会的基盤の探究は、市民革命を経て実際に自由な活動を展開していたイギリス市民社会が、その自由な活動の成果を反省して自由な経済の運動法則を把握せんとして始めたものであった。

一七五九年にその初稿が完成していた『経済学原理』の中で J・ステュアートが展開していた議論とは、インダストリを前提とした有効需要論と、世界市民的眼からする歴史主義的社会認識であった。インダストリとは当時イギリスに広範に存在し始めていた「自由な労働」（ $\downarrow$ レイバー）のことであったからこの自由な労働が支配的となりつつある社会の中ではじめて、新たな社会の経済法則（すなわち自由とおして実現していくる法則）の探究が課題となり得たし、同時に、個々の人間が「自由な労働」という具体的な自由であり、自由の実現条件であるものを、日々現実化する中で、自由な社会の制度を探究しえたのであった。それゆえ、イギリスにおいては、社会 $\parallel$ 国家の制度のあり方は、インダストリが生み出してくる成果をインダストリを保障しつつ調停するという性格のものになったのは当然

であり、かつ、インダストリに基く生産力の発展が、富の増加と自由の増大を現実に興味していたから、この発展に枠をはめるような有機的思考などが主流となる余地はなかった。この自由主義的社会認識は、社会の不断の拡大、拡散を認め、その中で自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系的社会認識であり、それは、ある時期の（資本主義先進国だけにあり得たほんの初期だけの）イギリスにおいてのみ可能となった、近代的生产力万能信仰の認識であった。

これに対して、なによりも一九世紀のドイツにおいて生まれた有機体的国家観は、インダストリが未熟で、他国の強力なインダストリ原理の力に圧倒されんとする社会状況の下で生じたのであった。<sup>(注)</sup>

(注) 小林昇「サー・ジェムス・ステュアートと経済学における歴史主義」、『三田学会雑誌』七五巻特別号、一九八三年二月、参照。ステュアートは、その成年期を亡命貴族として大陸ですごしたのであるが、その二十年あまりの間のイギリスの発展を見ることなしに、なおかつ、自由な労働原理に基く原始蓄積の理論を展開し得たということは、大陸諸国にくらべていかにイギリスがこのインダストリの存在という点において進んでいたかを物語っているといえよう。イギリスが、大陸諸国にくらべてはるか以前から自由な労働の成果を享受していたからこそ、ステュアートは、貴族でありながら、そして故国を迫られていながら、故国イギリスのインダストリ原理の優越性をおくれた大陸

諸国の現実を見るなかで強く理解することができたといえよう。そして、おくれた大陸の現実のなから、いかに歴史的に自由な労働が成立しうるか、ということこそが、ステュアートのほかれた立場からしても、最も対象としやすい課題であったといえよう。イギリスで、ステュアートの『原理』が、スミスの『国富論』が十年後に出版されるや、すぐに忘れられていく理由は、イギリスの現実が、こうした、インダストリの成立という課題にあるのではなく、すでに、自由な労働の成果を、何としても世界に広げずには自己の存立があらゆるなりはじめた時期にあつたからであり、この新しい現実に対応しているものこそ、ずっとイギリスに存在しえたアダム・スミスの眼であつたのである。

それゆえ、後進国ドイツにおいて経済学が摂取されようとした場合、インダストリの形成↓展開の順で学ばねばならなかつたのであるが、アダム・スミスのインダストリの展開論が、現実という権威をもなつてただちに眼前に立ちほだかつてしまつたので、ドイツの学者連中は未消化のままあわてふためき民族の母胎へと逃げ帰つてしまつたのである。

だが、ヘーゲルはそうではなかつた。彼は一七九九年にすでにステュアートの『原理』を詳細に研究していた。そして、つづいて、一八〇二年には、アダム・スミスの分業論を理解してゐた。こうしてヘーゲルは、インダストリに基く分業社会という近代の社会の経済的基礎構造をすでに一定程度視野におさめ

ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

ていたのである。ステュアートを経ていたといふことが、スミスの社会を無批判に受けいれるのではなく、その歴史的必然性を認識させたというところに、ヘーゲルの後の発展の全秘密があるといえよう。

アダム・スミスの『国富論』がヘーゲルにどのように把握されたか、そしてヘーゲルがアダム・スミスをどのように評価したか、という二つの問題はヘーゲルの思想を理解するうえで大きな問題であることがわかつた。もちろん、同じことがリストにもあてはまる。

一八世紀末に、イングランドとのグーツヘル的「自由」貿易の中心地ケーニヒスベルクで、カントやハーマンの影響を受けたクラウス Christian Jacob Kraus (1753~1807) が『国富論』の核心を「すべての物の根本的尺度としての労働」に見ながら「価値尺度」としての「労働」を理解しえなかつたといふことが、ヘーゲルにもあてはまるように、ドイツの現実には相変わらず、未だインダストリとトレイドとが一般化し得ていないのであつた。

対封建闘争のなかで、独立生産者層(インダストリとトレイドの体現者)がまず主張したのは、自分達の労働の成果を自分たちのものであるべきとした「労働所有権論」であつた。自己労働の成果を商品としてトレイドに出す場合、この商品の価値がその労働にあるとする考えは容易に出て来たといえよう。従つて、「労働所有権論」を土台とした「労働価値説」は、一七

一九九年にクラウスによって独訳された『政治論集』の著者ヒュームにも、また同じ一七九九年にヘーゲルによって詳細に研究されたという『経済学原理』の著者ステューアートにも、要するに、ベテイ、ロックからスミスに至る、イギリス古典派経済学の生成期に一般的に見られるのである。だが、このイギリスにおいても、「価値尺度論」としての「労働価値説」はようやくスミスにおいて未完成ながら定式化され得たのであって、それは、産業革命を通過するなかで、インダストリとトレードとの一般化が行われてはじめて十全な認識が可能となることであつたのである。

従つて、こうしたプロセスを未だ経ていない一八世紀末から一九世紀初頭のドイツにおいては、『国富論』を正當に評価し得ないことのほうがあたりまえであつたのである。自由な労働（インダストリ）と自由な交易（トレード）とは、これからリストらによって推進されるべき課題であつたのである。

(1) 竹野伸博「ドイツへの『国富論』導入史研究の現状と一つの課題——経済学者C・J・クラウスの評価をめぐって——」、『経済科学』26—2、一九七九年、一二二—一三三頁参照。竹野氏の結論は、ケ—ニヒスベルク大学の国家経済論教授クラウスや、『国富論』の翻訳者ガルヴェらによる『国富論』の導入が果たした役割を、この導入が市民の経済活動の啓蒙であつたことによつて、絶対主義の根本的批判であり得た、と見なすところにある。だが、クラウスを重用したのが絶対主義の国家官僚であつたのであるから、竹野氏の「絶対

主義の根本的批判」というところは、絶対主義の性格規定も含めてもっと説明を要すると考えられる。

(2) 浜林正夫「労働価値論のスミスへの途」、「科学と思想」№22、新日本出版社、一九七六年、一三二—一三三頁参照。浜林氏は、一三九ページで、「労働価値源泉論がスミス以前においては、なぜ労働価値尺度論へと展開されなかつたのか」と問うて、「おそらくそのひとつの理由は、労働価値源泉論が封建的所有関係にたいする独立生産者の立場からの批判にその思想的な根源をもつものであるにもかかわらず、この立場をつらぬこうとすれば、とうぜん生成しつづめる市民社会の所有関係にたいしても批判の目をむけざるをえなくあり、そのために多くの論者はなんらかの形で労働価値源泉論を修正し、あるいは限定してしまつたといふことであろう」と答えている。つまり、「市民社会の所有関係」（＝私的所有——中西）の神聖視が価値尺度論の展開をさまたげた、と言われるわけだが、筆者には、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによれば商品の内在的な価値尺度は労働時間であるが、このことが認識されるためには、この商品をつくる各人の労働時間が平準化され、繰り返し行われてはじめて可能となる。そしてこのような状態とは「市民社会」の普遍化によつてはじめて可能となるのであるが、この普遍化は資本制生産による社会全体の包摂を待たねばならないのであつた。それは産業革命（機械制大工業の進展）を通じて遂行されたが、しかし同時に、資本＝賃労働という新たな階級対立を顕在化させてゆく。そうして、この対立の中で再び価値尺度の健全な理解が失われてゆくのである。労働価値源泉論の労働価値尺度論への展開は、スミスの時期においてのみ一担可能となつたといえるのである。

る。

(3) 「労働価値論」における「労働所有権論」の系譜とその意義については、浜林論文の指摘も含めて、一九八三年一月一〇日の経済学史研究会における「スミス価値論の基本構成」と題した新村聡氏の報告から多くの示唆を受けた。

「ドイツ的立憲君主政 (Konstitutionelle Monarchie) の本質は、国民代表的立法機関と君主的行政府との間の妥協にある。〔ロベルト・フォン〕モールの言葉をかりていえば、それは一種の Dualismus である。そうしてそのような妥協を必要とするところまでとにかくもって行った力は、警察國的干渉主義に対する市民階級の政治的反抗にあった」<sup>(1)</sup>。

法学の世界でもこのように語られるように、ヴェルテンベルク憲法闘争の結果成立した体制はいいかかわらず二元主義的なものであった。ただし、以前の二元主義とは異って、君主勢力に対抗しているものは、特権身分層ではなく、国民一般の代表であった。この国民代表制が、もちろん十分に民主的なものでなく、また国民そのものが未だ同質的なものでないにせよ、既に普遍的法体制の形式が進行していたのである。それゆえ、ロック以来の「法規範の一般的抽象的定立」という近代の自由の要請は、ドイツにおいてもようやく成立し始めたのである<sup>(2)</sup>。そして、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、普遍妥当なものとして意識される<sup>(3)</sup>ところにある」と述べているように、普遍的法体制は理論の世界では常識をなし、それは、

ヘーゲルの『シュテンダ論』とF・リスト(下)

一八三〇年代のロベルト・フォン・モールの『ヴェルテンベルク王国国法論』や、一八五〇年代のロレンツ・フォン・シュタインの『フランス社会運動史』などへと、着実に受け継がれてゆくのである<sup>(4)</sup>。

更に、ヘーゲルの特質を成す、分業に基づく社会有機体説も、新興ドイツに早くも出現した社会問題に促がされて、「国家とは区別される自己法則的領域としての『社会』(市民社会)の発見<sup>(5)</sup>」を通じて受け継がれてゆく。

こうして、商品生産から資本制生産への移行によってもたらされた社会の共通化、一般化、市民社会化こそが、近代の普遍法の基礎を成していたことが認識されうるのである。

(1) 鶴飼信成『行政法の歴史的展開』、有斐閣、昭和二十七年。一

二二ページ。

(2) 同、三十八ページ。

(3) ヘーゲル『法の哲学』第二一〇節、第二四節。

(4) 手島孝「行政学と行政法学——ドイツの学説史をモデルに——」

辻清明編『行政学講座』1。東京大学出版会。一九七六年。十二ページ—十八ページ。

(5) 同、十八ページ。

## おわりに

本稿の主要な課題は、ヘーゲルとリストとの政治的接触の事実をその時代状況のなかで因果関係をふまえてつ明らかにする

ことであつた。

リストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そして自己の修業時代に、ヴェルテンベルクの都市民農民が旧特権身分による収奪や農地の細分化などによって移民を強いられるほど貧困の極みに追い込まれていることを見知らされていた。旧特権身分による収奪はやがて、リストの兄や父母の命すら奪つてしまった。こうして、ヴェルテンベルク憲法闘争期（一八一五年—一八一九年）におけるリストの闘う最大目標は、このシュテンデ勢力の特権支配を打ち破り、生産者大衆の幸福をめざす一元的法治制度を確立することであつた。リストはこのとき二〇代の後半であつた。

ヘーゲルはテュービンゲン大学の学生るときフランス革命の勃発にあい、それ以来、社会のあり方、国家のあり方を模索して来た。彼は就職にめぐまれず貧困の中にありながらも、早くからイギリス古典派経済学（J・ステュアートも含む）に深い理解を示し、人間の本質を労働のうちに見出し、近代社会の本質を分業という労働の様式（『商品生産』）と私的所有との一般化のなかに見出していた。ヘーゲルはヴェルテンベルク憲法闘争の渦中で、旧特権身分層が君主との対抗の中で歴史的に獲得してきた自由権を擁護する友人との私的な偶然的対立によつて、やむをえず自己の見解を表明せねばならなくなった。こうして発表されたヘーゲルの『ラントシュテンデ論』の内容は、近代社会の矛盾の解決という根本的課題を孕みつつ、近代社会

の本質に基く有機性から国家の有機的編成を根拠づけて、シュテンデ勢力の特権に基く二元的支配（『契約論』）の主張をしりぞけるものであつた。ときにヘーゲル四十七歳の成熟期であつた。

ヘーゲルの『ラントシュテンデ論』が発表された一八一七年末には、リストは、シュテンデ勢力を排して一元的立憲的支配をめざすヴェルテンベルク国王の国家官吏としてテュービンゲン大学の教授となり、シュテンデ批判と新たな国制の理論的展開とを要求されていた。シュテンデ批判と新たな国制、それらはヘーゲルの『ラントシュテンデ論』の中で詳細に展開されていた。リストは思いがけず、自己の有力な味方を見出したのである。リストは迫り来るウィーン体制の反動化のなかで、いそぎこの論文の流布を画策したのであつた。直接の証拠はないが、青年リストはこうしてヘーゲルに接触し、ヘーゲル論文の別刷の流布を通して一時期政治的な連合を行つたと言っているのである。

ヘーゲル論文の別刷の流布は小規模に留められ、効果もあがらなかつた。時局はヨーロッパ全体の復古・反動化の流れの中にあり、国王とシュテンデ勢力との妥協が進んでいった。ヘーゲルは偏狭なヴェルテンベルクの世論を軽蔑しつつ、新たな境地を求めてベルリン大学へと去っていった。リストは先の妥協に納得せず、あくまで生産者大衆の幸福のための闘いを追求しつづけた。青年リストのラディカリズムは一八二五年国外追放

をもって幕をとじたのである。以後、ヘーゲルとリストとの接触はその機会を持たなかった。以上が本稿の主要課題のまとめである。

本稿の副次的課題は、社会思想史の方法論を模索することであった。そしてこの場合、「理論や思想を、本人の意図や行動と周囲の状況とから、形成されてくるものとしてとらえる」ことを主眼としたのであった。なぜなら、理論や思想はその母胎から切り離されれば一つの抽象物にすぎず、母胎を異にする様々な観点において様々な解釈が可能となつて無用な混乱や悪用が引き起こされかねないからである。しかも、理論や思想は作品（≡生産物）として入手にわたるや、製作者の納得し得た作品であるかどうかという判断からは切り離された一個の独立物として見なされる。その結果、作品から判断され直したその作者とその時代とは、一面的な評価しか与えられかねないのである。それ故、私は、小林昇教授の言われる「学史研究と経済史研究との間に『試行錯誤的往反』を予定すべきこと<sup>(1)</sup>」はもちろんとして、更に、思想や理論の流動性の考慮を強調したのである。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得ているかは別であり、これは永続的な課題と言うしかないのである。

(1) 小林昇『著作集』Ⅷ、一〇八ページ。「わたしはこの方法をアダム・スミスの同時代人のジョサイア・タッカー (Josiah Tucker, 1713-99) の研究に適用し、タッカーの所論をつうじてイギリス産

ヘーゲルの『シュテンド論』とF・リスト(下)

業革命の始動期にアメリカ革命期の巨視的展望と、その当時におけるイギリスの急進主義・保守主義・初期の自由貿易主義の複雑な関連の様相とを、相互に照射させつつ理解することをこころみ、その際右の跋文「小林昇『重商主義解体期の研究』の跋」『著作集』Ⅳのあとがきに収載<sup>(2)</sup>で、学史研究と経済史研究との間に『試行錯誤的往反』を予定すべきことを述べた。この方法は、どういう学史的対象についてもおなじ程度に有効であるとはいえず、したがってこれを学史研究の一般的方法として主張するつもりはないが、リストやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとくに有効であると考えられる<sup>(3)</sup>。

最後に、ヘーゲルとリストとの思想の継承・発展の課題を述べて本稿のしめくりとする。フリードリヒ・レントツは次のように述べている。「リストは自己の周囲に対する反抗から自己の立場をつかんだ。この反抗の経験から彼は『物質的な国民的利害』という理論を形成し、イギリス古典学派のいう『個人対人類』という対立項の間に『国民国家 Nationalität』概念を挿入して、彼固有の国民的体系の決定的な三項目性を確立し、こうしてドイツの境遇の中心的課題を自己の観察の中にとり入れたのであった。リストがこれをもって闘った全局面は彼の総体をなしており、この闘争の終りのない実り豊かさはリストの死を越えて我が国の歴史の経過が示している。すなわち、ひとつの国家は民族及び国際関係に対していかにあるべきか、ということである。かつてヘーゲルは、国家社会の構造を弁証法的三

部編成で把握した。我々は、若きリストの体系構成の中で、家族・コルポラチオン・統治、という同様の概念に出合った。しかし、リストが——同様にヘーゲルが——国家概念におけるこうした構成を総括し、国際空間の中で国民体Nationalkörperの統一を要求している間に、別の思想家がヘーゲルの国家社会の内部における矛盾の要素を把握し、そこから自己の資本主義的階級社会の、および階級国家の闘争学説を構築したのである<sup>(1)</sup>。

別の思想家カール・マルクスが「三月革命」の後に到達した社会観とは次のようなものであった。「諸個人がその中で生産を行う社会的な諸関係すなわち諸社会的生産関係は、それゆえ諸物的生産手段すなわち諸生産力の変化や発展とともに変化し変遷する。諸生産関係はそれらの総体において、人が諸社会関係すなわち社会と呼ぶところのものを形づくる。より正確に言えば、一定の・歴史的な発展段階にある一社会を、それに固有で他から区別する性格を有する一社会を形づくるのである。古典古代社会、封建社会、市民社会は生産諸関係のこのような諸総体なのであり、同時にこの諸総体のそれぞれは人類の歴史における個々の発展段階を表わしている。

また、資本もひとつの社会的生産関係である。それはひとつの市民的生産関係であり、市民社会のひとつの生産関係である<sup>(2)</sup>。

こうしてマルクスは、近代市民社会の主要な社会的生産関係

である「資本—賃労働」関係という階級関係の分析に進んだのである。マルクスは、こうした認識に到達するプロセスを、リストの『経済学の国民的体系』に対する批評のなかで示している<sup>(3)</sup>。それによれば、マルクスにとってはこの時代はすでに「工業の支配によってつくりだされた多数者の隷属が周知の事実となった、まさにそういう」時期であって、それ故マルクスの課題は、この国民中の多数者—プロレタリアートの解放である。

ところがリストにとっては、プロレタリアよりもはるかに大きな弊害は、からっぽな国庫——国民的な無力——国民的な隷属——国民的な死である。そこでマルクスにとっては、リストはドン・キホーテである。なぜならば現実には競争と自由貿易ともとづくブルジョア社会となっており、発達した私的所有の社会となつていたのである。イギリス古典理論はこの現実から出発しているのだから、リストもこの現実を批判すべきなのに、彼は古典学派を批判するだけで、その前提である社会の現実を批判しないし、またそれに気がつかないのである。マルクスの結論は「労働者が彼のすべての能力を發展させ、彼の生産能力を發揮し、彼自身を人間的に發現させ、したがって同時に人間的なものを發現させるといふこと」であった。

この思想はやがて、「国家が実際に全社会の代表者としてたちあらわれる最初の行為——社会の名において生産手段を掌握すること——」は、同時に、国家が国家としておこなう最後の自主的行為である<sup>(4)</sup>として、国家の死滅を予定し、「生産者の自

由で平等な協同関係にもとづいて生産を組織しかえる社会<sup>(5)</sup>への  
展望へとつながっていったのである。(完)

(1) F. Lenz, *Friedrich List*, S. 347.

(2) K. Marx in *Neue Rheinische Zeitung* (1849. 4. 7.) 『マル・エン全集』6、四〇三ページ。

(3) マルクス「フリードリヒ・リストの著書『政治経済学の国民的体系』について」、『マル・エン全集』補巻1、九九一―三二一ページ。

(4) エンゲルス「反デューリング論」、『マル・エン全集』20、二八九ページ。

(5) エンゲルス「家族私有財産および国家の起源」、『マル・エン全集』21、一七二ページ。